

【漁業権番号】 内共第27号

【関係漁業協同組合】 飛騨川漁業協同組合

変 更 案	現 行	変更理由	施行予定 年月日
<p>第1条から第7条 略</p> <p>(特定釣漁場)</p> <p>第8条 前条の規定にかかわらず、組合が、次の表のア欄の区域において、イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間開設する特定釣漁場において遊漁をしようとする場合には、エ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。</p> <p>表 略</p> <p><u>2 前項に規定する料金を納付する場所は、組合の掲示板（ウェブサイト含む）に掲示するものとする。</u></p> <p>第9条から第11条 略</p> <p>(違反者に対する措置)</p> <p>第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。</p> <hr/>	<p>第1条から第7条 略</p> <p>(特定釣漁場)</p> <p>第8条 前条の規定にかかわらず、組合が、次の表のア欄の区域において、イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間開設する特定釣漁場において遊漁をしようとする場合には、エ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。</p> <p>表 略</p> <hr/> <p>第9条から第11条 略</p> <p>(違反者に対する措置)</p> <p>第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。<u>また、違反の際は南飛ブロック協議会で定めた漁場管理規程による。</u></p>	<p>特定釣漁場の料金の納付先を明確にするため</p> <p>必要のない文言の削除</p>	<p>認可の日から</p>